

長崎県公立大学法人職務発明等規程

〔平成17年4月1日〕
規程第9号

改正 平成18年7月14日規程第11号
改正 平成20年4月1日規程第34号
改正 平成23年4月1日規程第23号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第56条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等及び研究の意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- (2) 「職員」とは、就業規則第2条に規定する法人の職員をいう。
- (3) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権の対象となるものについては発明
 - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
 - ハ 意匠権、回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースの著作権の対象となるものについては創作
 - ニ 商標権の対象となるものについては採択
 - ホ 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成
 - ヘ ノウハウを対象とするものについては案出
- (4) 「職務発明等」とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の所掌する業務の範囲に属し、かつその発明等をするに至った行為が法人における職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (5) 「発明者」とは、発明等をした職員又は発明等が共同でなされた場合においてこれを代表する職員をいう。
- (6) 「出願等」とは、特許出願等の知的財産権に関し法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続をいう。
- (7) 知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法第2条第3項に定める行為
 - ロ 実用新案法第2条第3項に定める行為

- ハ 意匠法第2条第3項に定める行為
- ニ 商標法第2条第3項に定める行為
- ホ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為
- ヘ 種苗法第2条第4項に定める行為
- ト 著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為
- チ ノウハウの使用

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明等に係る知的財産権を承継し、これを所有するものとする。ただし、法人が特別の事情があると認めるときは、発明者に当該知的財産権の全部又は一部を帰属させることができる。

2 発明者が法人外の個人又は団体と共同して職務発明等をしたときは、当該発明者の職務発明等に係る持分の承継は前項の規定による。

第2章 届出及び帰属の決定

(届出、取り下げ及び受理)

第4条 発明者は、発明等を行ったときは、発明等届出書(様式第1号)により、理事長に速やかに届け出なければならない。この場合において、共同研究に伴い発明等を行ったときは、研究代表者が届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た者が、次の各号に掲げる理由により発明等の届け出の取り下げを行うときは、取り下げ書(様式第2号)により、理事長に届け出ることができる。

(1) 第1項による届出後、発明者の意思に基づかない特別の事情が生じたとき。

(2) 届出の内容に重大な瑕疵があったとき。

3 理事長は、第1項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知するものとする。

一部改正 [平成18年規程第11号]

(発明等の審議)

第5条 理事長は、前条第1項又は第2項の規定による届出又は取り下げがあったときは、第13条に規定する発明審査委員会に対し、発明等に関する必要な事項を諮問し、その審査結果に基づき、職務発明の該当の当否、法人が承継するか否か、法人が承継する知的財産権の持分割合又は取り下げの認否について速やかに決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとする。

一部改正 [平成18年規程第11号]

(異議申立て)

第6条 前条第2項の通知を受けた発明者は、同条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に対し、異議を申し立てることができる。

2 理事長は、異議申立てがあったときは、審査委員会の意見を徴した上で、申立ての日から1月以内に、異議申立ての当否を決定する。

3 理事長が前項の決定をしたときは、当該発明者及び審査委員会に理由を付して通知するものとする。

4 異議申立てを行った発明者は、第2項の決定に対し再度異議申立てを行うことはできない。

(任意譲渡)

第7条 発明者からの届出による発明等について、理事長が職務発明等に該当しないと決定した場合であっても、発明者から理事長に対し、知的財産権を法人に譲渡する旨申し出があったときは、理事長は、審査委員会の意見を徴した上で、知的財産権を承継するか否かについて決定する。

- 2 発明者から法人に対し、発明者が従前から所有している知的財産権を法人に譲渡する旨申し出があったときは、前項の例によるものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により、知的財産権の承継について決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとする。

(譲渡証書の提出)

第8条 第5条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により、理事長が知的財産権を承継すると決定したときは、発明者は、譲渡証書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(制限行為)

第9条 発明者は、理事長が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は当該発明等に係る知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、出願等を行い、又は当該知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは実施させてはならない。

第3章 補償金

(補償金の支払)

- 第10条 理事長は、出願等を行った当該知的財産権が登録されたときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、補償金を支払うものとする。
- 2 理事長は、法人が所有する知的財産権の運用又は処分により収益を得たときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、補償金を支払うものとする。
 - 3 理事長は、法人が第5条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により承継した知的財産権をノウハウとして秘匿したときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、補償金を支払うものとする。
 - 4 前3項に定める補償金の額の算定方法等については、別に定める。

(共同発明者に対する補償金)

第11条 前条に規定する補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職後等の補償)

- 第12条 第10条に規定する補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が法人の職員等でなくなった後も存続する。
- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

- 第13条 職務発明等に関する事項を審議するため、大学に発明審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(委員会の職務)

- 第14条 委員会は、第5条第1項の規定に基づき、次の事項を審議し、その結果を理事長に答申する。
- (1) 当該発明等が職務発明等に該当するか否か
 - (2) 当該発明等を法人が承継するか否か
 - (3) 法人が承継する知的財産権の持分割合
 - (4) 当該職務発明等の技術的評価
 - (5) 当該発明等の特許等を出願しうる要件を具備しているか否か
 - (6) その他職務発明等に関する事
- 2 委員会は、必要に応じ、当該発明者からヒヤリングを行うことができる。

第15条 削除

一部改正 [平成20年規程第34号]、削除 [平成23年規程第23号]

第5章 雑則

(外国出願の取扱い)

第16条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等について準用する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日規程第11号)

この規程は、平成18年7月14日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第34号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規程第23号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

発 明 等 届 出 書

平成 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

代表発明者
所属・職
氏 名 印

下記のとおり発明等をしましたので、長崎県公立大学法人職務発明等規程第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

| | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|-----|-----|
| 発明等の種類 | 発 明 ・ 考 案 ・ 創 作 ・ 採 択 ・ 育 成 ・ 案 出 | | | |
| 発明等の名称 | | | | |
| 発明者所属・職 、氏名、持分 | 所 属 | 職 | 氏 名 | 持 分 |
| | | | | |
| 添付書類 | 経過報告書・その他（ ） 〔譲渡証書〕 | | | |
| 学会発表等の 有 無 | ある（年月日： 内容： ） なし | | | |
| [備考] | | | | |

【様式第1号の注意事項】

- (1) この様式は、長崎県公立大学法人職務等発明規程第4条の規定により代表発明者が、長崎県公立大学法人理事長に届け出るためのものである。
- (2) 発明等の種類は該当するものを○で囲むこと。
- (3) 発明者の所属・職、氏名、持分は全ての発明者について記入し、他の機関に所属するものについては括弧で囲むこと。
- (4) 経過報告書は発明等に至った経過（動機）、発明等に至った研究課題、参加機関、実施期間等を含めて分かりやすく記入すること。
- (5) 譲渡証書は、規程第8条の規定により発明等を法人に譲渡するときに提出するものであるが、あらかじめこの届出書と併せて提出しても差し支えないものとする。
- (6) 学会発表等の有無は、届出書を提出する前に、発明の内容についてすでに学会・論文等で発表している場合は「ある」を囲み、年月日、内容を記入すること。
- (7) この届出書は、秘密の扱いとすること。

取 り 下 げ 書

平成 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

代表発明者

所属・職

氏 名

印

年 月 日付けにて発明等届出書を提出しましたが、下記のとおり発明等届出書を取り下げますので、長崎県公立大学法人職務発明等規程第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

| 発明等の名称 | | | | |
|-------------------|-----|---|-----|-----|
| 発明者所属・職 、氏名、持分 | 所 属 | 職 | 氏 名 | 持 分 |
| | | | | |
| 取り下げ理由 | | | | |
| 添付書類 | | | | |
| [備考] | | | | |

【様式第2号の注意事項】

- (1) この様式は、長崎県公立大学法人職務等発明規程第4条の規定により代表発明者が、長崎県公立大学法人理事長に届け出るためのものである。
- (2) 発明者の所属・職、氏名、持分は全ての発明者について記入し、他の機関に所属するものについては括弧で囲むこと。
- (3) 取り下げ理由は、発明等届出書を取り下げる理由についてわかりやすく記入すること。

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

譲 渡 人

所属・職

氏 名

印

下記の発明等について、長崎県公立大学法人職務発明等規程第8条の規定により譲渡します。

記

| 発明等の種類 | 発 明 ・ 考 案 ・ 創 作 ・ 採 択 ・ 育 成 ・ 案 出 | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|-----|-----|
| 発明等の名称 | | | | |
| 発明者所属・職 、氏名、持分 | 所 属 | 職 | 氏 名 | 持 分 |
| | | | | |
| [備考] | | | | |

【様式第3号の注意事項】

- (1) この様式は、発明等を受ける権利又はこれに基づき得られる権利を法人に譲渡するときに提出するものである。
- (2) 押印する印鑑は、届出時のものを使用すること。
- (3) 発明者が複数の場合は、全員の住所、氏名を記入し、押印すること。